

[共通事項(主要行／全国地方銀行協会／  
第二地方銀行協会／全国信用金庫協会)]

1. マネー・ローンダリング等への対応に関するモニタリングについて

- 近年、海外では金融機関に巨額の制裁金を科す事例もみられるなど、グローバルなマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に対する目線は年々高まっているところ。  
これを踏まえ、我が国では、昨年10月、マネロン及びテロ資金供与防止の対応強化のために改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等が施行された。  
このように内外での意識が高まりつつある中、マネロン・テロ資金供与が適切に防止されていなければ、我が国の金融システムに対する国際的な信頼を揺るがしかねず、金融機関においては、全力でその対応にあたることを期待される。
- また、改正後の犯収法では、リスクベース・アプローチが本格的に導入されている。リスクベース・アプローチとは、事務手続の履行にとどまらず、金融機関が自らのマネロンリスクを評価し、リスクが高い領域においては一段と強固な防止措置をとる等により、実質的・実効的なリスク管理を行うことにほかならない。各金融機関においては、リスクベースでの実質的・実効的なマネロン・テロ資金供与防止態勢の整備に向けた対応をお願いしたい。
- 金融庁としては、こうした各金融機関の取組状況について確認してまいりたい。

(以上)